

技能実習制度に代わる「育成就労制度」を新設 閣議決定

政府は、技能実習に代わる新制度「育成就労」を新設する法案などを閣議決定しました。近く今国会へ提出し、成立すれば2027年までの施行を目指します。現制度では原則認めていない本人意向の転職を1~2年の就労後にできるようにします。技能実習法と出入国管理法などの改正を予定しており、人材育成とともに人材確保を目的とする新たな在留資格「育成就労」を新設し、施行前までに技能実習の資格で入国した外国人は経過措置として最大3年間までの在留を認めます。

就労期間は3年間とし、より技能レベルの高い「特定技能」に移行しやすくして長期の就労に道を開きます。技能実習では原則3年間転職を認めていないことから、劣悪な労働環境などに耐えられず失踪する事例も相次いだことから、新制度は本人意向の転職を制限できる期間を業種ごとに1~2年の間で設定できるとしました。加えて日本語や技能などの条件を満たすことなどが条件となります。

育児休業給付延長に係る保育所申請 申告書の審査を厳格化

厚生労働省は育児休業給付の受給期間を延ばすために落選狙いで保育所に入所申請する動きに歯止めをかけます。提出書類に入所希望日など詳細な内容を記入するよう義務づけ、不審な申請を見抜きやすくするとともに親が復職する意思を確認できなければ給付を認めない方針です。

育児休業給付は原則として子どもが1歳になるまでの期間、休業180日目までは賃金の67%、180日を超えても賃金の50%を受給できます。保育所に落選して休業を続ける場合などは例外的に最長2歳まで受給期間を延ばせます。現行は給付を1歳以降も延長したい親は、落選したことを示す「保留通知書」をハローワークに提出すればよいことになっています。この書類を自治体からもらうために、あえて人気があって入所の難しい施設に申し込んで落ちる事例が相次いでおり、親の希望を踏まえ、自治体側が落ちやすい施設を紹介することも少なくありません。

新たにハローワークに提出する申告書には「入所申請日」「申し込んだ施設で自宅から最も近い保育所への通所時間」「通所時間が30分以上だった場合の理由」といった項目を記載することになります。ハローワークは親が自治体に「落選したい」といった希望を示していないかを確認します。自宅や職場から離れた保育所のみで申し込んでいたり、本来は1歳までにする入所申し込みが遅れていたりする場合は疑わしい事例として扱います。

7割超が「61歳以上も働く」何歳まで仕事したいか 内閣府調査

内閣府は、「生活設計と年金に関する世論調査」の結果を発表しました。何歳まで仕事をしたいか尋ねたところ、「61歳以上」と答えた人が71.1%に上りました。就労期間の延長を希望する人が多い実態が浮き彫りとなりました。内訳は、「61~65歳」が28.5%と最多で、「66~70歳」(21.5%)、「71~75歳」(11.4%)の順となり、その年齢まで働きたい理由を複数回答で聞いたところ、「生活の糧を得るため」が75.2%と最も多くなりました。

◆ ご存知ですか？ ◆

【労働条件通知書】



- 桜（五稜郭公園） -

労働条件通知書とは、従業員を採用する際、企業が従業員に対して交付すべき書類です。労働条件通知書には雇用期間、就業場所、就業時間、業務内容、休日、休暇、賃金、退職に関する事項などの労働条件を記載する必要があります。パートタイマーに対しては、これらに加えて昇給、賞与、退職金の有無等についても記載が必要となります。令和6年4月より労働契約の締結時に就業場所と業務内容の変更の範囲が記載事項として追加され、有期雇用者の労働契約の際には、更新上限の有無とその内容を明示する必要があります。さらに無期転換ルールに基づく無期転換申込権が発生する労働契約の際には無期転換の申込機会と無期転換後の労働条件についても明示する必要があります。

事務所より

十勝では雪解けも進み、春らしい気候も感じられるようになってきました。本州方面では桜の開花も始まっていますね。この時期、転勤や進学で新しい環境での生活を始める方も多いかと思います。十勝で新生活を始める方に十勝に来る前の十勝の印象を聞くと、よく聞くのが「食べ物が美味しい」という事です。十勝はよく食糧供給基地と呼ばれたり、食料自給率が話題となりますが、その食べ物の美味しさも格別ですね。普段十勝に住んで、地元のものを食べていると実感することは少ないですが、食べるものに関しては恵まれた環境にいるのかもしれない。

帝国データバンクが発表した2024年度の「雇用動向に関する企業の意識調査」結果によりますと、正社員の採用予定がある企業は61.5%（前年度63.0%）と3年連続で6割を超えるも、3年ぶりの低下となったということです。業種別では、2024年問題が懸念されている「運輸・倉庫」が69.7%で最も高く、人手不足が深刻な「建設」、「サービス」がともに66.6%で続いています。業種により人手不足の状況は続いています。需要と供給の関係もあり、少しずつその状況は落ち着いてきているようにも感じます。人手不足の状況は会社によっても、様々かと思しますので、会社の実情にあった採用計画や人員配置を考えていく必要があるかと思ます。

業務内容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出手続

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

4月支払分の給与から控除する健康保険料率、介護保険料率に変更となります。改定後の社会保険料控除額等につきましては弊社よりお知らせさせて頂いた一覧表をご参照の上、控除して下さいませよう、お願い致します。また、6月3日より受付が開始される労働保険年度更新手続につきまして、現在弊社において令和5年度の賃金や請負工事金額の確認、集計作業を行っておりますので、その内容についてお問い合わせさせて頂く事があります。どうぞよろしくお願い致します。

